

【設問1】

1. 甲はAに無断で自習室のAの机の上にあるAの机の中を探り、そこに
本件図書を見つけ出して持ち帰る。本件行為につき窃盗罪(刑法235条)に成
立いか。
問題提起OKです。

2. 窃盗罪の成立要件 ①他人の財物を ②窃取した ③故意 ~~である~~ ④不法領得の意思がある

3. これを本件についてみる。

1) ①他人の財物

この争点で、①②それぞれの見解について比較して私見を整理して欲しいです。

「他人の財物」とは 他人の占有する財物という。要するに窃盗罪の保護法益は、
財物の事実上の占有だからである。考え方OKです。

本件では 本件図書、Aの机の中にあるものであるから Aが事実上支配している。
よって、本件図書 Aの占有する財物に当たる。

2) ②窃取したに

窃取とは、占有者の意思に反して、財物に対する占有者の占有を排除し、目的物を
自己又は第三者の占有に移転にいう。 OKです。

本件では 甲はAに無断でAの机の中にある本件図書を見つけ出して持ち帰る。
よって、Aが本件行為を容認している事情はないので、Aの意思に反して、
本件図書の占有を排除し、甲の占有に移しているといえるから、窃取もある。

3) ③故意及び④不法領得の意思について

故意は、犯罪事実の認識・認容をいう

甲は本件図書を取り返すと、上記①と②の事実を認識し、認容しているといえる。
よって、故意 ~~がある~~ があり、不法領得の意思も認められる。

4. よって、本件行為は、窃盗罪が成立する。

違法性阻却事由、責任阻却事由についても検討する癖をつけておきましょう。本件では違法性阻却事由を検討する余地があります。

5. 窃盗罪の保護法益を所有権その他の民法上の占有権であるとする場合、

第 問

1 Aの持回書の上には、使用貸借の期限後の無権原によるものであり、所有者
2 甲が取り戻した持回書については、成立要件の①を欠き、窃盗罪は成立しない。
3 この話を、うまく構成要件の中に組み込めると良いです。 以上

「設問2」

5 1. 甲は、Aを脅かす目的で、ナイフ(刃の長さ約10センチメートル)を取り、Aの
6 眼前で数回振り回した。甲の予見上、ナイフの刃がAの顔面に当たり、
7 驚いて後方に倒れたAは、その角で後頭部を強打し、死亡させる結果を生じた。
8 持回書につき、傷害致死罪(刑法205条)は成立するか。 OKです

9 2. 傷害致死罪の成立要件は、①(人)の身体を傷害し、②人を死亡させた、③①と②の因果
10 関係④傷害の故意である。

11 3. これを判つてみる。

12 (1) ①(人)の身体を傷害し

13 「人の身体」とは、自然人であり他人の身体のこと。傷害とは、生理的機能の侵害をいう。
14 傷害の方法は、暴行(刑法205条)による場合も含む。暴行とは、人の身体に客観的不法な暴力
15 の行使である。通常は暴行による場合が多いのではないのでしょうか。

16 持回書は、甲は、Aを脅かす目的で、人を傷つけるに充分な刃の長さ約10センチメートルのナイフを
17 Aの眼前で数回振り回しており、これは不法な暴力の行使であり暴行にあたる。312. Aを
18 驚かせ、後方に倒れたAは、後頭部を強打し、死亡したことから、生理的機能の侵害の
19 傷害も発生している。 正確に整理すると、後頭部を強打した事による傷害から、死亡の
20 結果が発生した、という流れになります。

21 (2) ②人を死亡させた

22 持回書は、上記①から甲はAを死亡させている。

23 (3) ③傷害と死亡結果の因果関係について。

問題文より認められる。

1 (4) ④ 故意について.

結果的加重犯であることの指摘が欲しいです。

2 傷害(刑法20条)の故意は暴行による場合は暴行の故意で足りる。甲はAと
3 脅かす目的で人を殺傷するナイフをAの眼前で数回振り回しており、不法な有形力の行使
4 を認識しながら行為にいた。よって暴行の故意も認められる。

5 4. よって本件行為には、傷害致死罪が成立する。

6 5. 本罪の成立要件に ⑤ 死の結果についての過失(予測可能性)を含有見解があり、
7 要件が他の要件とした該当するのは、傷害致死罪が成立する立場では:

8 いし、事実から「甲の親に反し、ナイフの刃がAの顔面に当たり、驚いたAが
9 机の角で後頭を押し、死に至った」といふことから、本件において、甲はAの死の結果
10 についての予測可能性を初めた。よってこの誤りは、傷害致死罪が成立するに足りる。

11 この見解を取るべきではない理由について、述べておく必要があります。

以上

12 「設問3」

13 1. 甲は本件建物内に人がいることの未必然的な認識をもっており、自習室内のカレン
14 トに火をつけ、炎が燃え、毒ガスが発生するといった火災の虞が一般に認められるに
15 剥落した。この行為は現在建造物放火罪が成立しない(刑法60条)。

16 本件で「現在」に特定が可能です。

17 2. 同罪の成立要件は、① 現在人が住居に使用し又は現在人がいる(現住性)、

18 ② 「建築物等に、③ 放火」して、④ 焼損」したて、⑤ 故意である。

19 3. これを本件についてみる。

20 1) 現、① 現住性については、犯人以外の者が生活する日常使用する場所として利用

21 されていること、現在人がいるかどうかは問われない。本件建物に、多くの学生や研究者

22 などが滞在して利用していることから、現住性は認められる。1階にいたことはどのように検討されるでしょうか。

23 2) 次に ② 本件研究教育棟は建築物である

3) 次に ③ 「放火」とは、目的物の焼損を生じさせる現実的危険のあり行為をいう。

第

問

1	甲、自習室のカーテンにライターで火をつけた。本件建築物は鉄筋コンクリート造7階
2	建あり、自習室は7階ある耐火構造であり、他区画への容易な延焼はないが、
3	状況によっては火勢が他に及ぶ可能性もあることから、本行為により本建築物が
4	焼損する現実的危険性が存在する。したがって甲は「放火」としていえる。
5	(4) これは、甲の本行為により、本建築物は、(4)「焼損」としていえる。
6	放火罪の保護法益は、不特定多数人の生命・身体・財産である。そして木造
7	建築が主流の我が国では、建築物が独立して燃焼すれば、不特定多数人の生命・身体・
8	財産に及ぶ危険が生じる。したがって、「焼損」とは、火災建築物等に燃え移り、独立して
9	燃焼する状態となすことをいふ。
10	本件では、甲がライターによりカーテンを炎上し、人体に有毒なガスの発生により、付近の
11	壁が右側面から燃え移り、独立して燃焼するに至った。したがって独立燃焼
12	(1.5m以上)以上、「焼損」は肯定できる。
13	4. 以上より、甲の本行為は、現在建築物等放火罪の未遂となる(刑法12条・
14	105条)。
15	構成要件に該当せず、未遂となることについて明確に述べ
16	ておくようにしましょう。
17	以上。
18	
19	
20	
21	
22	
23	